

茨城県立医療大学非常勤講師取扱要綱

平成7年3月31日制定
平成8年3月28日改正
平成9年2月5日改正
平成10年2月17日改正
平成11年2月26日改正
平成12年2月15日改正
平成15年3月7日改正
平成16年2月25日改正
平成18年2月23日改正
平成20年3月28日改正
平成27年3月31日改正
平成28年3月25日改正
平成29年3月24日改正
平成30年3月23日改正
平成31年3月25日改正
令和5年10月18日改正(大学運営会議)

(趣旨)

第1条 この要綱は、茨城県立医療大学に勤務する非常勤講師（以下「非常勤講師」という。）の取扱いに関し必要な事項を定める。

(身分)

第2条 非常勤講師は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に規定する非常勤特別職とする。

(職務)

第3条 非常勤講師は、専任の教員が得られない場合の授業科目を担当し、又は演習、実験及び実技について担当若しくは補助するものとする。

2 非常勤講師を充てる授業科目等は、学務委員会において定めるものとする。

(委嘱)

第4条 知事は、茨城県立医療大学教員選考規程（平成7年医療大訓第23号）第2条から第5条までの規定のいずれかを満たす者で、原則満70歳未満の者を非常勤講師として委嘱する。

2 前項の委嘱は学長の専決とし、主管課長へ合議するものとする。

3 非常勤講師の選考にあたっては、学務委員会からの推薦により当該非常勤講師の経歴・業績、専攻分野等を大学運営会議が審査し、その結果に基づき教授会に報告するものとする。

(任期)

第5条 非常勤講師の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

(勤務条件)

第6条 勤務日、勤務時間及び勤務箇所等については、授業時間割等に基づき学長が定める。

(退職又は解職)

第7条 知事は、非常勤講師が次の各号のいずれかに該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 自己都合により、退職を申し出たとき
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えられないとき

(3) 職員としてふさわしくない行為があったとき

(4) その他学長が必要と認めたとき

2 前項の解職は第4条第2項及び第3項を準用するものとする。

(服務)

第8条 非常勤講師は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 学長の指揮監督を受け、その職務上の命令に従い、職務に専念すること。

(2) 職務上知り得た秘密を他に漏らさないこと。

(3) 茨城県の非常勤職員として、信用を傷つけ、又は不名誉な行為をしないこと。

(報酬及び費用弁償)

第9条 非常勤講師に対する報酬は、別表のとおりとする。

2 非常勤講師に対する費用弁償は、特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和27年茨城県条例第55号）に基づき支給する。

(公務災害補償等)

第10条 非常勤講師の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償は、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年茨城県条例第38号）等の定めるところによる。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

区 分	1時間あたり報酬額
大学卒業後20年未満の者	6,350円
大学卒業後20年以上の者	6,400円

備考

- (1) 大学卒業後の年数計算は辞令交付日現在で行う
- (2) 大学を卒業していない者にあたっては、その経験年数・年齢等を勘案し、他の非常勤講師との均衡を図ること
- (3) 大学における授業時間は、1コマを2時間として計算すること

付 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。